

○数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 7 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号）</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号）</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号）</p> <p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p>	<p>第 1 条～第 7 条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号）</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号）</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号）</p> <p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p>

本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）

この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）

この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）

この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までにを行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。

附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）

この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）

本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1055 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号）

本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）

この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）

この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）

この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までにを行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。

附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）

この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）

本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1055 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号）

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号）

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号）

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日付け国港総第 726 号）

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用し、平成 31・32 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号）

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号）

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

別表23 (第4条の2第1項第1号関係-港湾工事業用保有船舶の保有による点数)

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数															備 考
				154	141	125	115	102	90	77	64	51	33	24	15				
掘削力	浚渫船	公称能力	154	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	400				クレーン付台船を含む
				m ³ /h以上	2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	400	m ³ /h未満			
築造力	掘削船 (16t吊以上)	吊荷重	154	900	825	750	675	600	525	450	375	300	225	150	150				クレーン付台船を含む
				t以上	899	824	749	674	599	524	449	374	299	224	150	t未満			
揚土力	揚土船	公称能力	77	6,000	4,167	3,333	2,600	1,667	1,667	400	400	400	400				リカレマ船、バーミアンローダー船、圧送船を含む		
				m ³ /h以上	4,999	4,166	3,332	2,499	1,666	1,666	400	400	400	400	m ³ /h未満				
杭打力	杭打船	主機馬力	77	26,000	20,833	16,667	12,600	8,334	8,334	400	400	400	400						
				PS以上	1,999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	PS未満			
製作力	ケープ製作用台船	揚荷能力	77	24,999	20,832	16,666	12,499	8,333	8,333	400	400	400	400						
				t以上	24,999	20,832	16,666	12,499	8,333	8,333	400	400	400	400	t未満				
地盤改良力	地盤改良船	隻数	77	6.0	6.1	6.4	6.0	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9				固化材プラント船を含む		
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	隻未満			
砕岩力	砕岩船	"	77	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0				砕岩専用船のみ(クラブ浚渫船等の兼用船は含まない)		
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	隻未満			
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	"	77	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	隻未満			
その他	砂搬船、ドレム船、ソフター船	"	77	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	隻未満			

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数										備 考					
				215	197	179	161	148	125	107	89	72	54		36	18			
掘削力	浚渫船	公称能力	215	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	400				m ³ /h未満
				m ³ /h以上	2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	400	m ³ /h未満			
揚土力	揚土船	"	107	6,000	4,167	3,334	2,600	1,667	1,667	400	400	400	400				m ³ /h未満		
				m ³ /h以上	4,999	4,166	3,333	2,499	1,666	1,666	400	400	400	400	m ³ /h未満				
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	215	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	隻未満			

別表27 (第4条の2第1項第2号イ関係-工事成績等による点数)

算式 換算係数 × 合計点数 ^ log2

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	42.1898
港湾土木工事	31.1979
港湾等しゅんせつ工事	44.8346
空港等舗装工事	41.1126
港湾等鋼構造物工事	50.3435

別表23 (第4条の2第1項第1号関係-港湾工事業用保有船舶の保有による点数)

(1) 港湾土木工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数															備 考
				159	146	133	119	106	93	80	66	53	40	27	13				
掘削力	浚渫船	公称能力	159	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	400				m ³ /h未満
				m ³ /h以上	2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	400	m ³ /h未満			
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	159	900	825	750	675	600	525	450	375	300	225	150	150				クレーン付台船を含む
				t以上	899	824	749	674	599	524	449	374	299	224	150	t未満			
揚土力	揚土船	公称能力	80	5,000	4,167	3,333	2,500	1,667	1,667	400	400	400	400				リカレマ船、バーミアンローダー船、圧送船を含む		
				m ³ /h以上	4,999	4,166	3,332	2,499	1,666	1,666	400	400	400	400	m ³ /h未満				
杭打力	杭打船	主機馬力	80	26,000	20,833	16,667	12,600	8,334	8,334	400	400	400	400						
				PS以上	1,999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	PS未満			
製作力	ケープ製作用台船	揚荷能力	80	25,000	20,833	16,667	12,500	8,334	8,334	400	400	400	400						
				t以上	24,999	20,832	16,666	12,499	8,333	8,333	400	400	400	400	t未満				
地盤改良力	地盤改良船	隻数	80	8.0	6.7	5.3	4.0	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7				固化材プラント船を含む			
				隻以上	7.9	6.6	5.2	3.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9		隻未満		
砕岩力	砕岩船	"	80	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0				砕岩専用船のみ(クラブ浚渫船等の兼用船は含まない)			
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		隻未満		
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	"	159	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0							
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		隻未満		
その他	砂搬船、ドレム船、ソフター船	"	80	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0							
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		隻未満		

(2) 港湾等しゅんせつ工事

能力	内容	評価項目	満点	点 数										備 考					
				225	206	187	169	150	131	112	94	75	56		37	19			
掘削力	浚渫船	公称能力	225	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	400				m ³ /h未満
				m ³ /h以上	2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	400	m ³ /h未満			
揚土力	揚土船	"	112	5,000	4,167	3,333	2,500	1,667	1,667	400	400	400	400				m ³ /h未満		
				m ³ /h以上	4,999	4,166	3,332	2,499	1,666	1,666	400	400	400	400	m ³ /h未満				
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	225	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0						
				隻以上	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0		隻未満	

別表27 (第4条の2第1項第2号イ関係-工事成績等による点数)

算式 換算係数 × 合計点数 ^ log2

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	51.8786
港湾土木工事	34.3501
港湾等しゅんせつ工事	46.3239
空港等舗装工事	52.9874
港湾等鋼構造物工事	49.8205

別表28（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	614	17人	298
34人	596	16人	281
33人	579	15人	263
32人	561	14人	246
31人	544	13人	228
30人	526	12人	211
29人	509	11人	193
28人	491	10人	175
27人	474	9人	158
26人	456	8人	140
25人	439	7人	123
24人	421	6人	105
23人	404	5人	88
22人	386	4人	70
21人	368	3人	53
20人	351	2人	35
19人	333	1人	18
18人	316	0人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	536	17人	260
34人	521	16人	245
33人	506	15人	230
32人	490	14人	215
31人	475	13人	199
30人	460	12人	184
29人	444	11人	169
28人	429	10人	153
27人	414	9人	138
26人	398	8人	123
25人	383	7人	107
24人	368	6人	92
23人	352	5人	77
22人	337	4人	61
21人	322	3人	46
20人	306	2人	31
19人	291	1人	15
18人	276	0人	0

別表28（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

(1) 港湾土木工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	637	17人	309
34人	619	16人	291
33人	601	15人	273
32人	582	14人	255
31人	564	13人	237
30人	546	12人	218
29人	528	11人	200
28人	510	10人	182
27人	491	9人	164
26人	473	8人	146
25人	455	7人	127
24人	437	6人	109
23人	419	5人	91
22人	400	4人	73
21人	382	3人	55
20人	364	2人	36
19人	346	1人	18
18人	328	0人	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点数	専門技術者数	点数
35人以上	562	17人	273
34人	546	16人	257
33人	530	15人	241
32人	514	14人	225
31人	498	13人	209
30人	481	12人	193
29人	465	11人	177
28人	449	10人	160
27人	433	9人	144
26人	417	8人	128
25人	401	7人	112
24人	385	6人	96
23人	369	5人	80
22人	353	4人	64
21人	337	3人	48
20人	321	2人	32
19人	305	1人	16
18人	289	0人	0

別表29（第4条の2第1項第3号口関係－新技術等の開発実績による点数）

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8件以上	205
7件	179
6件	154
5件	128
4件	102
3件	77
2件	51
1件	26
0件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8件以上	179
7件	156
6件	134
5件	112
4件	89
3件	67
2件	45
1件	22
0件	0

別表29（第4条の2第1項第3号口関係－新技術等の開発実績による点数）

(1) 港湾土木工事

技術案件数	点数
8件以上	212
7件	186
6件	159
5件	133
4件	106
3件	80
2件	53
1件	27
0件	0

(2) 港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8件以上	187
7件	164
6件	140
5件	117
4件	94
3件	70
2件	47
1件	23
0件	0